

## 保育料徴収基準額表（令和6年度）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		3歳未満児（0～2歳クラス）	3歳以上児（3～5歳クラス）			
階層区分	定 義	3号認定		2号認定		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円		0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円				
第3階層	所得割額 48,600円 未満	8,500円				
第4階層－1	所得割額 48,600円 以上 73,000円 未満	15,000円				
第4階層－2	所得割額 73,000円 以上 97,000円 未満	21,000円				
第5階層－1	所得割額 97,000円 以上 110,000円 未満	23,000円				
第5階層－2	市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額 110,000円 以上 135,000円 未満	25,600円			
第5階層－3		所得割額 135,000円 以上 169,000円 未満	31,000円			
第6階層－1		所得割額 169,000円 以上 201,000円 未満	33,000円			
第6階層－2		所得割額 201,000円 以上 255,000円 未満	35,000円			
第6階層－3		所得割額 255,000円 以上 301,000円 未満	39,000円			
第7階層		所得割額 301,000円 以上	41,000円			

**備考**

- この表の第3階層以上の所得割を計算する場合には、調整控除額・税額調整措置における調整額以外の税額控除（配当控除・住宅借入控除など）は適用されません。
- 4～8月分までの利用者負担額の算定は令和5年度市町村民税額、9～翌年3月分までの利用者負担額の算定は令和6年度市町村民税額で行います。なお、3～5歳児の利用者負担額は無償となります。
- 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の利用者負担額となります。

朝日町では多子世帯の経済的負担を軽減するため、同時入所に限らず、同一世帯における第2子の保育料を半額、第3子以降は無料としています。

○このほか下記のとおり軽減措置があります。

- ・所得割課税額57,700円未満の場合  
第1子・・・半額 第2子以降・・・無料

**【ひとり親世帯・在宅障害児（者）を有する世帯等】**  
所得割課税額77,101円未満の場合 無料